

大阪府立消防学校再整備等事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 6 条の規定により、特定事業として選定したので、同法第 8 条に規定する特定事業選定における客観的評価の結果を公表する。

平成 18 年 3 月 15 日

大阪府知事 齊 藤 房 江

特定事業の選定について

1 事業名称

大阪府立消防学校再整備等事業

2 公共施設等の管理者等

大阪府知事 齊藤 房江

3 事業方式

本事業は、実施方針に基づき、PFI事業者が大阪府立消防学校（以下「本施設」という。）を設計・建設した後、大阪府（以下「府」という。）に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行する方式（BT0(Build-Transfer-Operate)方式）により実施する。

4 業務の概要

PFI事業者は、以下の本施設の整備等に関する業務を行う。

施設整備業務

- ・設計業務
- ・工事監理業務
- ・建設業務
- ・既存建築物等撤去業務
- ・什器備品調達・設置業務（引越し業務を含む）
- ・教育資料・映像等情報提供システム構築業務
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

維持管理業務

- ・点検・保守業務
- ・清掃業務
- ・植栽管理業務
- ・経常修繕業務
- ・警備業務

食堂等運営業務

大規模修繕業務

5 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から平成51年3月末日までの期間である。

6 公共施設等の立地及び規模

立地場所	大阪府大東市平野屋一丁目4番1号
建設予定地面積	24,614.28 m ²
用途地域	準工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
施設概要	教育・管理機能、宿泊機能、訓練機能、その他付随する駐車場、緑地等

7 府の支払いに関する事項

府からPFI事業者への支払は、PFI事業者が実施する本施設の施設整備業務、維持管理業務、食堂等運営業務（定額制部分）及び大規模修繕業務の対価から成る。また、食堂等運営業務に係る府の支払う対価（定額制部分）に加えて、喫食者負担（従量制部分）及び提案による利便施設・設備（売店、自動販売機、公衆電話）の収入をPFI事業者の収入とする。

府はPFI事業者に府が本施設の最初の引渡しを受けた日から事業期間終了までの間、事業契約書に定めるところにより、施設整備業務の対価については割賦払いにより、維持管理業務、食堂等運営業務（定額制部分）の対価については均等払いにより、また、大規模修繕業務の対価については都度払いにより、それぞれの対価を支払う。

8 PFIにより実施することの評価

(1) 定量的評価

本事業について、府が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合について、下記の前提条件により得られた各年度の公的財政負担額を現在価値に換算して、比較分析を行った。

ア 府が直接実施する場合の前提条件

- ・算定対象とする経費は、施設の設計建設費、起債金利、維持管理費、食堂等運営費、大規模修繕費、設計建設指導調整費及び入札契約事務費などとし、同種施設の事業実績等をもとに算出した。
- ・PFI事業者に移転するリスクについては、工事遅延に伴う費用負担の増加などについて、過去の実績をもとに定量化したうえで調整した。

イ P F I 事業で実施する場合の前提条件

- ・算定対象とする府が支出する経費は、施設の設計建設費、割賦金利、維持管理費、食堂等運営費、大規模修繕費、モニタリング費及び事業者選定費などとし、P F I 事業者の創意工夫により費用の縮減が期待できる項目については、府が直接実施する場合の額に一定割合のコスト縮減が実現できるものとして算出した。
- ・なお、本事業は特別目的会社(SPC)を設立し実施するため、コスト縮減の割合は、SPC の収支シミュレーション及び建設費等の市場調査により検証を行った。また、同様にして本事業により得られる府税収入を算定したうえで調整した。

ウ 共通の前提条件

- ・インフレ率は、年 0.0%とした。
- ・割引率は、2.0%とした。

エ 定量的評価の結果

P F I 事業として実施する場合は、府が自ら実施する場合に比べ、現在価値に換算して、事業期間中の府の財政負担額を約 7 % 削減できると見込まれる。

(2) 定性的評価

本事業を P F I として実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

- ・民間資金の活用により、府は P F I 事業者に対し、施設整備の対価を割賦で支払うことなどから、財政負担の平準化を図ることができる。
- ・設計・建設から維持管理までの一括発注・性能発注により、P F I 事業者の経営能力及び技術能力が発揮され、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。
- ・府と P F I 事業者とが適切にリスクを分担することにより、本事業に係るリスクへの対応力を高めることができる。

(3) 総合的評価

P F I 事業として実施することにより、定量的効果及び定性的効果が認められるため、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに P F I 法第 6 条の規定により特定事業として選定する。